

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に  
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

**住民票**

(個人の場合)

**資格証明書**

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

**宅地建物取引業の免許証の写し** (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎058-263-4231

## 期間入札の公告

令和 8年 6月17日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 木戸脇 佳 朗

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 8年 7月 7日 午前 8時30分から 令和 8年 7月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月21日 午前10時00分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月13日 午前10時30分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8年 7月28日 午前10時00分から 令和 8年 7月28日 午後 0時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月17日から当庁執行係書記官室(1階)に備え置きます。	





## 物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 美濃市松栄町二丁目  |
|   | 地 番   | 16番  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 188.25平方メートル                                       |
| 2 | 所 在   | 美濃市松栄町二丁目16番地                                      |
|   | 家屋 番号 | 16番  |
|   | 種 類   | 診療所  |
|   | 構 造   | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建                                     |
|   | 床 面 積 | 1階 56.05平方メートル<br>2階 24.30平方メートル<br>3階 22.68平方メートル |
|   | (現況)  |  |
|   | 種 類   | 居宅   |



## 物 件 明 細 書

令和 8年 1月16日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 山 本 稔

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Bが占有している。同人の占有権原は買受人に対抗できない。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- 1 所 在 美濃市松栄町二丁目  
地 番 16番  
地 目 宅地  
地 積 188.25平方メートル
- 2 所 在 美濃市松栄町二丁目16番地  
家屋 番号 16番  
種 類 診療所  
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建  
床 面 積 1階 56.05平方メートル  
2階 24.30平方メートル  
3階 22.68平方メートル
- (現況)
- 種 類 居宅



令和7年(ケ)第77号  
令和7年6月26日受理  
令和8年1月5日提出

# 現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 恒川 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 美濃市松栄町二丁目  |
|   | 地 番   | 16番  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 188.25平方メートル                                       |
| 2 | 所 在   | 美濃市松栄町二丁目16番地                                      |
|   | 家屋 番号 | 16番  |
|   | 種 類   | 診療所  |
|   | 構 造   | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建                                     |
|   | 床 面 積 | 1階 56.05平方メートル<br>2階 24.30平方メートル<br>3階 22.68平方メートル |



占有者及び占有権原(物件2関係)	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> B
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
■関係人(■A(所有者会社代表者) <input type="checkbox"/> ( ))の陳述/ <input type="checkbox"/> 提示文書( )の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input checked="" type="checkbox"/> 不明
占有開始時期	令和3年頃
最初の契約等	契約日 令和3年頃
契約等	期間 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等	期間 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等	貸主 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者( )
当事者	借主 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者( )
賃料・支払時期等	毎月金7万円(毎 限り 分支払) <input type="checkbox"/> 前払( 分 円) <input type="checkbox"/> 相殺( 分 円)
敷金・保証金	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある( <input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める
その他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者会社 代表者)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 物件1, 2土地建物(以下「本件物件」という。)は, 令和3年頃からBに貸しています。私はBから2000万円位の融資を受けており, その返済分の毎月7万円を本件物件の毎月の賃料と相殺しています。敷金, 礼金はありません。</li><li>2 Bと私との間で締結した金銭消費貸借の契約書の写しを提出し, Bの名前の漢字を連絡します。</li><li>3 物件1土地は, 境界で問題になったことはありません。</li></ol>

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見



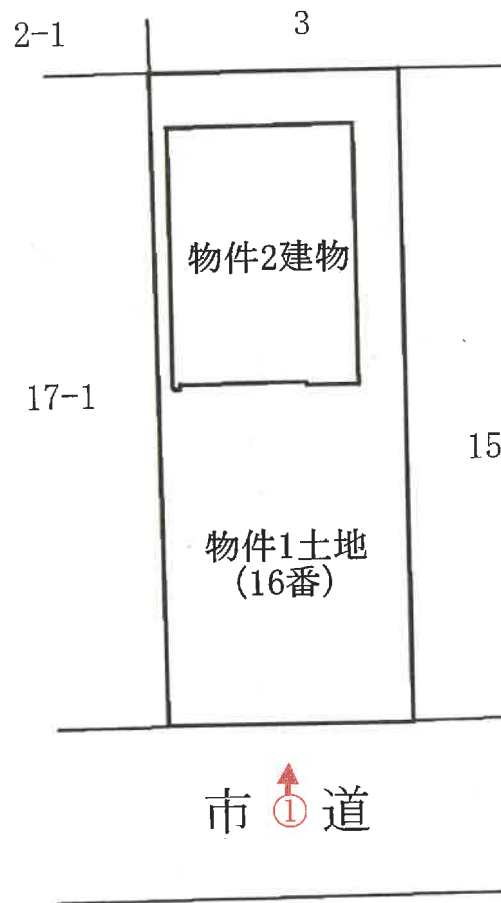
- 1 本件物件の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりであり、物件1土地の南側が市道に接する土地で、同土地の上に物件2建物が建てられている。
- 2 物件2建物の占有状況は、関係人の陳述及びその他現認した状況を総合的に判断して、「占有者及び占有権原」欄（3枚目）記載のとおり認定した。占有者Bの占有権原については、所有者に対して占有権原に関する資料の提出を再三求めたが所有者からは何らの資料の提出がされなかったことからBの占有権原は不明であるものと判断した。
- 3 物件1土地の境界については、同土地に関する国土調査が終了していることや関係人の陳述及びその他現認した同土地の形状、隣地や道路との境界付近の状況から、特に争いはないものと思料する。
- 4 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年6月27日(金) 16:00-16:10	岐阜地方法務局	公図等の写し, 土地建物登記事項証明書申請
7年10月31日(金) 9:00-9:15	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 外観写真撮影
7年11月27日(木) 15:00-15:35 16:15-16:25	目的物件所在地	目的物件確認, 調査 室内立入調査・写真撮影 (評価人同行) 所有者から事情聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年11月27日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

# 土地建物位置関係図(概略)



←○は写真撮影位置・方向

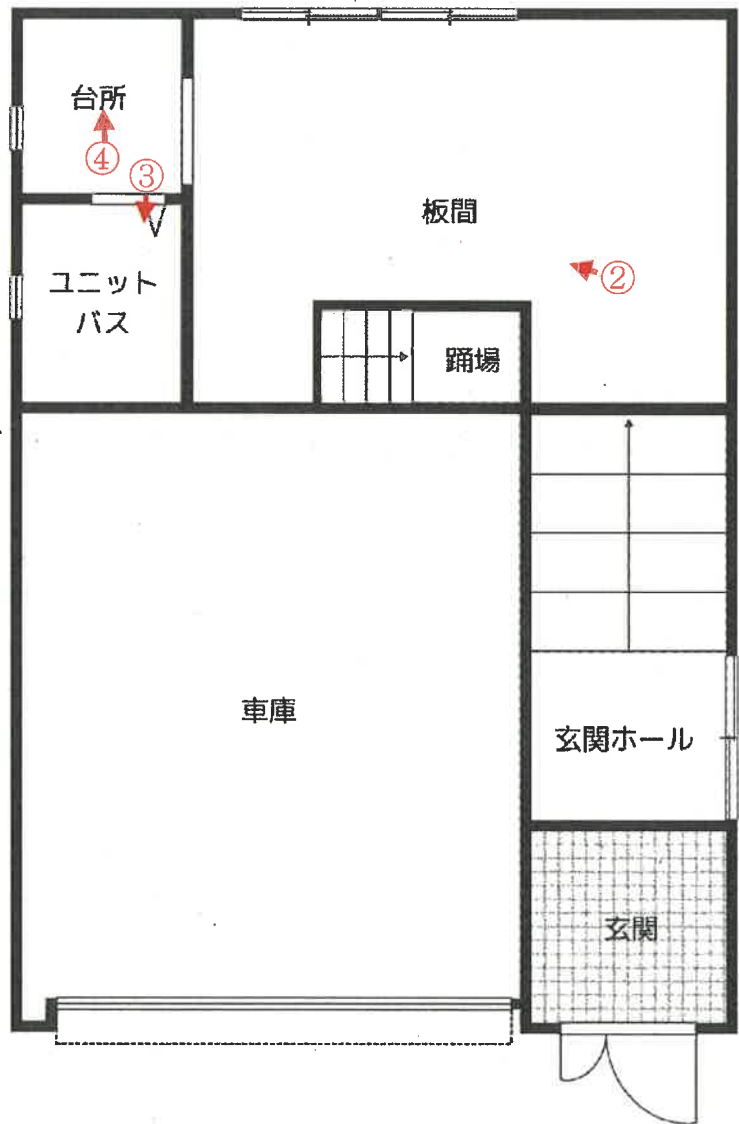
令和7年(ケ)第77号

建物間取図(概略)

物件 2 建物



【 1 階】

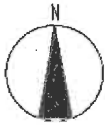


←○は写真撮影位置・方向

令和7年(ケ)第77号

建物間取図(概略)

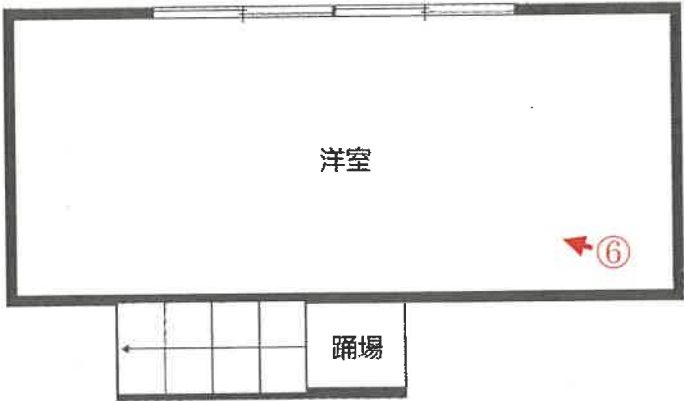
物件2建物



【2階】



【3階】



←○は写真撮影位置・方向  
令和7年(ケ)第77号

写真1

物件2 建物



物件1 土地

写真2

物件2 建物

1階室内



写真3

物件2建物

1階室内



写真4

物件2建物

1階室内



写真5

物件2建物

2階室内



写真6

物件2建物

3階室内



令和 7 年（ケ）第 77 号

令和7年11月27日 現地調査

令和7年12月5日 評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号 第07009号

発行日付 令和8年1月7日

評 価 人 不動産鑑定士

荒 山 徳 統

## 第1 評価額

一括価格	
金 6,650,000 円	
物件番号	内訳価格
物件1 (土地)	金 1,840,000 円
物件2 (建物)	金 4,810,000 円

- 1 一括価格は、物件[1・2]の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件（土地）

番号	所在等	登記	現況
1	所 在	美濃市 松栄町二丁目	概ね左記に同じ。
	地 番	16番	
	地 目	宅地	
	地 積	188.25m <sup>2</sup>	

第3 目的物件（建物）

番号	所在等	登記	現況	
2	所 在	美濃市 松栄町二丁目16番地	種類が居宅である他は概ね左記に同じ。	
	家屋番号	16番		
	種 類	診療所		
	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建		
	床面積	1 階		56.05m <sup>2</sup>
		2 階		24.30m <sup>2</sup>
		3 階		22.68m <sup>2</sup>
		延面積		103.03m <sup>2</sup>

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

物件 1

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	長良川鉄道		松森	北西方	950m
	岐阜バス	—	松森	南東方	300m
付 近 の 状 況	低層住宅を主体とする新興住宅地域				
主な公法上の規制等  (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		非線引都市計画区域		
	用 途 地 域		第一種住居地域		
	指 定 建 ぺ い 率		60%		
	指 定 容 積 率		200%		
	防 火 規 制		指定なし		
	そ の 他 の 規 制		特にない		
画 地 条 件	地 積		188.25㎡		
	間 口		約8.5m		
	奥 行		約22.5m		
	形 状		長方形		
接 面 道 路 の 状 況	南側有効幅員約6.0m舗装市道：松森60号線（建築基準法第42条第1項第1号）に該当に接面。→道路の定義等の判断は「岐阜県建築基準法運用指針（平成19年）」に基づく				
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2建物の敷地である。				
供 給 処 理 施 設	上水道	■あり □引込可 □なし □不明（特記事項のとおり）			
	ガス配管	□あり □引込可 ■なし □不明（特記事項のとおり）			
	下水道	■あり □引込可 □なし □不明（特記事項のとおり）			
特 記 事 項	<p>&lt;埋蔵文化財について&gt;市教育委員会人づくり文化課からの聴取によれば目的物件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないため文化財埋蔵の可能性は低い。</p> <p>&lt;熱源の供給について&gt;電熱及びLPガスを使用。</p> <p>&lt;土壌等汚染について&gt;過去からの土地利用用途が特に土壌等汚染を惹起させる可能性を有するものではないことから土壌等の汚染の可能性は低いと思料される。</p>				

2 建物の概況及び利用状況 物件 2

区 分		主建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	平成7年9月1日
	経過年数	約30年
	経済的残存耐用年数	約20年
仕 様	構 造	鉄骨造
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	ALC板等
	内 壁	ボード等
	天 井	ボード等
	床	フロアリング、タイル、シート等
	設 備	電気・給排水・衛生等
	そ の 他	特になし
床面積(現況)	現 況	103.03㎡
	増改築の有無	増改築はないと史料する
現況用途等	階 層	3階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添「間取り図」のとおり
建物の品等	総 合	普通
	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		普通
建物の利用状況		現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項		特になし

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件 1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ=オ
1	35,200	1.030	188.25	1.000	6,825,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 美濃-2

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
36,300 (円/㎡)	100.0 × 100.0	100.0 × 103.0	100.0 × 100.0	= 35,200 (円/㎡)

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差 : 地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差 : 一団の目的土地と標準画地との要因格差である。

(規模・形状)	(間口・奥行)	(方位高低差)	(接面街路他)	相乗計
0%	0%	3%	0%	103.00%

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地の適応の状態等を考慮。

② 物件 2 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格  千円未満四捨五入 ア×イ×ウ=エ
	ア	イ	ウ	
2	250,000	103.03	16.57%	4,268,000
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率
5.00%	16.57%	43.00%	16.57%	16.57%
経過年数	30年	経済的残存耐用年数	20年	

ア 再調達原価：標準的な再建築費（単価）である。

ウ 現価率 : 定率法現価率＝残価率[累乗] (経過年数/経済的耐用年数)  
定額法現価率＝1-(1-残価率)×(経過年数/経済的耐用年数)

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格等を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア		イ	ア×イ=ウ
1	6,825,000	0.55	法定地上権	3,753,750

イ. 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円)	占有 減価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額 (円)
	ア (1①オ、1② エ)	イ (2①ウ)	ウ	エ	オ	万円未満四捨五入 (ア+イ)×ウ×エ ×オ
1	6,825,000	-3,753,750		100.0%	60.0%	1,840,000
2	4,268,000	3,753,750	100.0%	100.0%	60.0%	4,810,000
一括価格 (合計)						6,650,000

ウ. 特に占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ. 特に市場性に基づく減価の必要性は認められない。

オ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

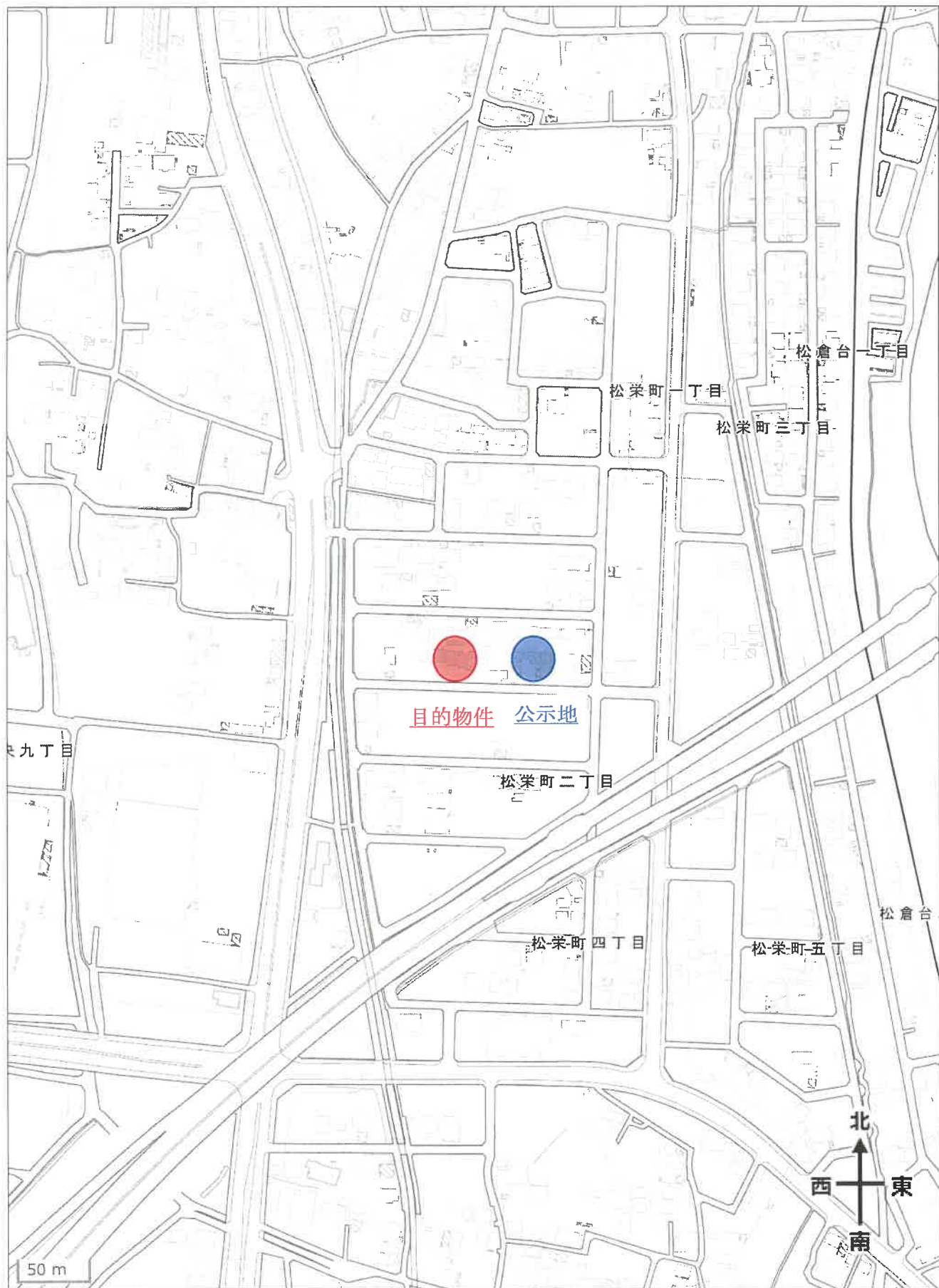
地価公示	美濃-2
(所 在)	美濃市松栄町2丁目12番
(価 格)	36,300 円/m <sup>2</sup>
(位 置)	長良川鉄道松森駅北西方約900
(価格時点)	令和7年1月1日
(地 積)	231 m <sup>2</sup>
(供給処理)	水道・下水
(接面街路)	南6m市道
(用途指定等)	非線引都市計画区域 第1種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
(地域の概要)	低層住宅を主体とする新興住宅地域

## 第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写・建物図面写
- 3 土地建物位置関係図 (概略)
- 4 建物間取図 (概略)
- 5 写真

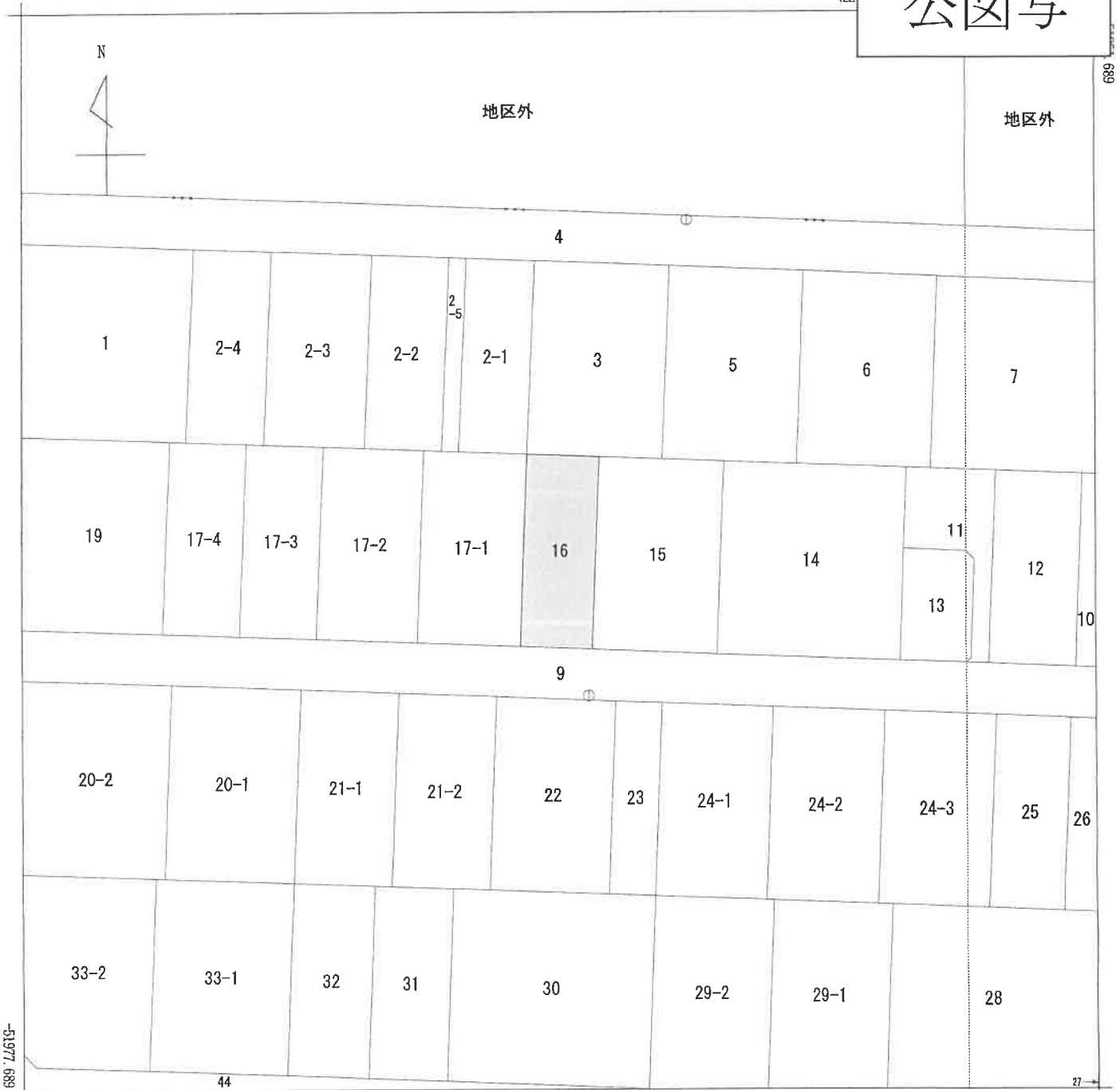
以 上

# 目的物件の位置図



# 公図写

(座)



-23380.594 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

A3判をA4判に縮小

地番区域見出し

松栄町2丁目

請求部	所在	美濃市松栄町二丁目			地番	16番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅶ	分類	地図(法第14条第1項)	種類	士地区画整理所在図
作成年月日	平成8年2月24日			備付年月日(原図)	平成8年6月20日		補事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方方法務局美濃加茂支局管轄)

令和7年6月27日

岐阜地方方法務局

請求番号：14-1

登記官

(1/1)

公用

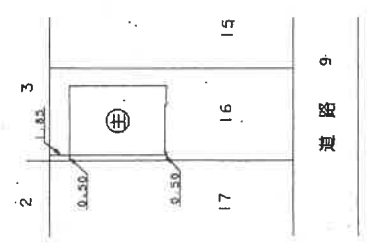
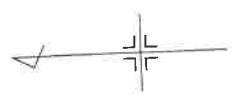
( A3判をA4判に縮小 )

建築物

909270 各階平面図

家屋番号 16番

建築物の所在 美濃市松米町二丁目16番地



作製者	縮尺 1/	申請人	縮尺 1/500
-----	-------	-----	----------

登記年月日：平成8年6月20日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方務局美濃加茂支局管轄)

令和7年6月27日 岐阜地方務局

登記官

公用

A3判をA4判に縮小

建物各階平面図

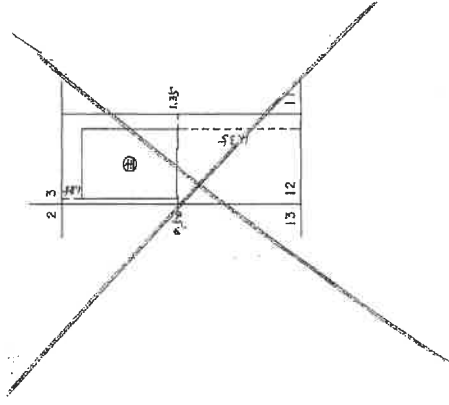
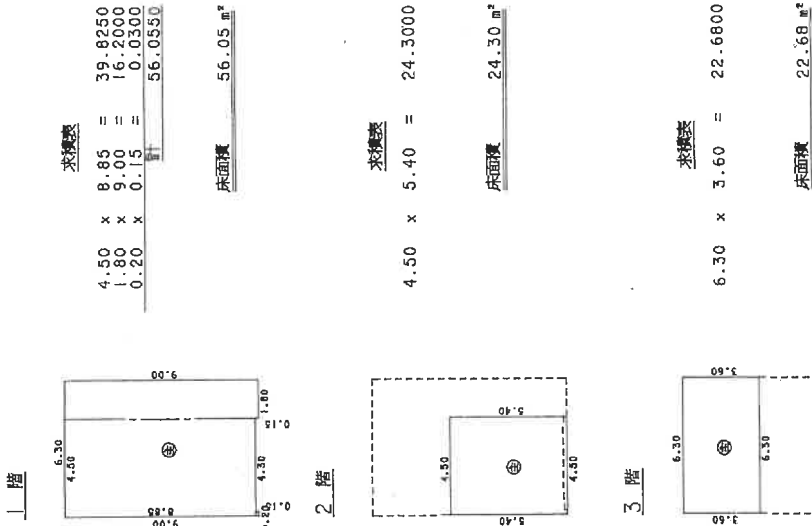
家屋番号 6503-16番

美濃市大字松原中井93番地-83番地  
美濃市大字松原中井93番地-83番地  
美濃市大字松原中井93番地-83番地

美濃市松原町二丁目16番地

各階平面図

909271



製作者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

(岐阜県土地家屋調査士会)

登記年月日：平成7年11月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方事務所美濃加茂支局管轄)

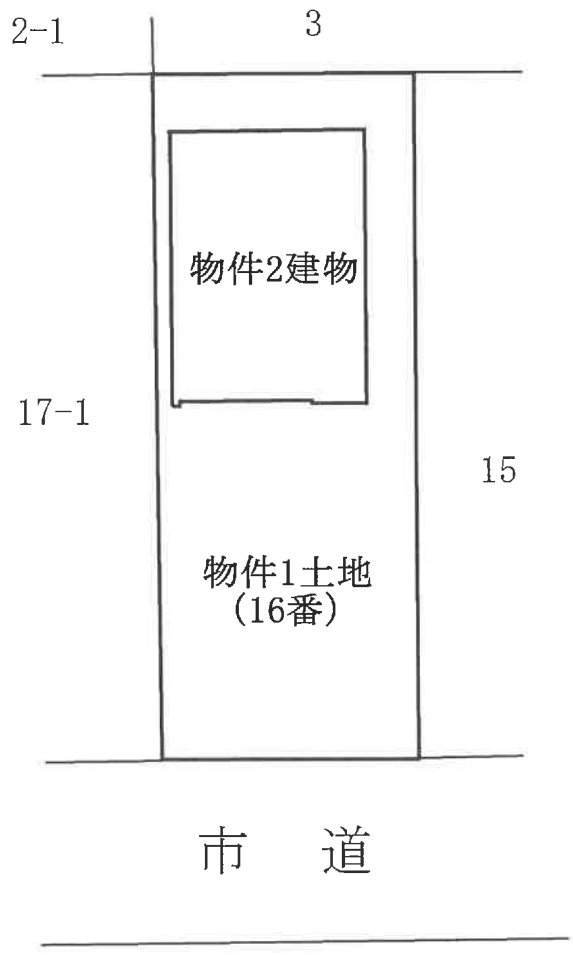
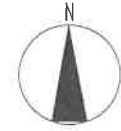
令和7年6月27日

岐阜地方事務所

登記官

公用

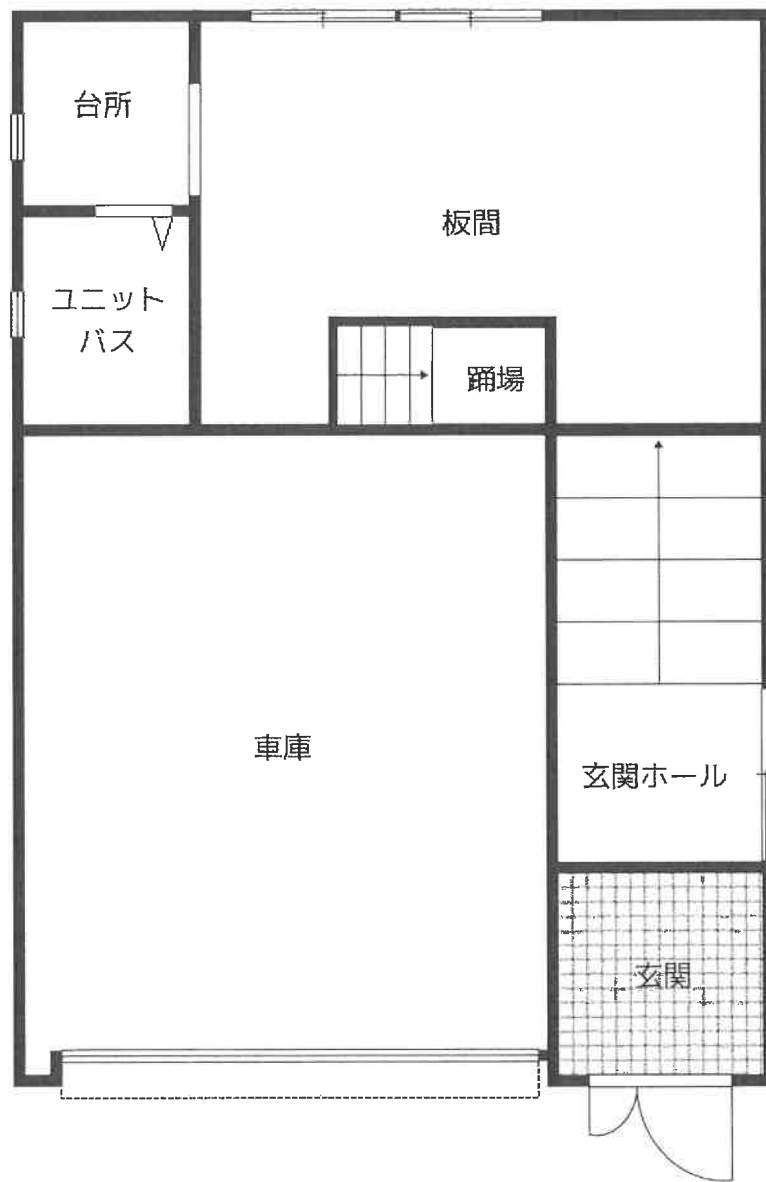
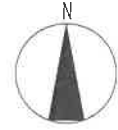
# 土地建物位置関係図(概略)



# 建物間取図(概略)

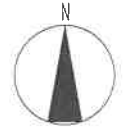
物件2建物

【1階】



建物間取図(概略)

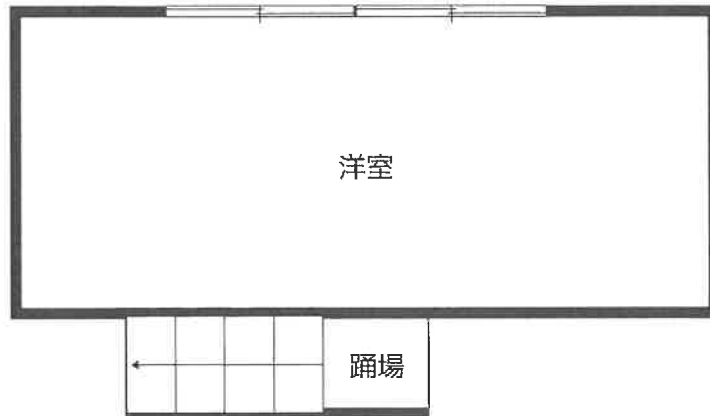
物件 2 建物



【 2 階】



【 3 階】



令和7年(ケ)第77号

撮影日 令和7年11月27日

写真番号1 目的物件の南方より撮影



写真番号2 目的物件の南西方より撮影

